

# 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和2年3月23日（月）

午後1時30分～午後3時55分

場 所：防災コミュニティセンター 206 会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者：菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長、大滝図書館長  
池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長、高橋スポーツ振興係長  
西山社会教育・青少年係、鈴木非常勤指導主事、川口課付

高橋教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。開会の前にご報告いたします。小松委員が3月2日の本会議において、全員賛成で再任の議決をいただきました。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより、令和2年湯河原町教育委員会3月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、貴田委員、西山委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。議案第49号 湯河原町児童・生徒就学援助費（新入学用品費）の令和2年度小中学校入学前支給の決定について、議案第50号 令和2年度湯河原町育英奨学生について、議案第51号 令和2年度湯河原町学童保育所入所児童について、この3件につきましては、個人情報を含むものでございます。議案第65号 教職員の人事について、これは人事案件でございます。協議第41号 湯河原町民体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、協議第42号 湯河原町駐車場条例施行規則の一部改正について、協議第43号 湯河原町都市公園条例施行規則の一部改正について、この3件につきましては、町長の例規ということで、ここでは非公開とさせていただきます。以上7件につきまして、非公開とすることにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この7件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

## 議事録の承認

(1) 令和2年2月教育委員会定例会議事録の承認について

(2) 令和2年2月教育委員会臨時会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。(1) 令和2年2月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 お手元の教育委員会2月定例会議事録をご覧ください。

※ 訂正 なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年2月教育委員会定例会議事録について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年2月教育委員会定例会議事録については承認されました。

次に、(2) 令和2年2月教育委員会臨時会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 お手元の令和2年2月教育委員会2月臨時会議事録をご覧ください。

※ 訂正 なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年2月教育委員会臨時会議事録について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年2月教育委員会臨時会議事録については承認されました。

## 案 件

(1) 議決事項

議案第43号 湯河原町立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第43号 湯河原町立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第43号をお願いします。

(資料に基づいて 議案第43号 湯河原町立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正について 説明)

・会計年度任用職員制度の導入により、本規程記載の「非常勤職員」に対して、字句の整理を要するため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第43号についてお諮りします。議案第43号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第44号 湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第44号をお願いします。

(資料に基づいて 議案第44号 湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について 説明)

・働き方改革推進の一環として、夏季休業期間中に学校閉庁日を設置することに伴う規則の一部改正

・東京オリ・パラ特別措置法第32条の規定による、授業日の変更があるため字句の整備

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第44号についてお諮りします。議案第44号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 湯河原町立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則の制定について

高橋教育長 次に、議案第45号 湯河原町立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則の

制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第45号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第45号 湯河原町立学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則の制定について 説明)

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴うもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第45号についてお諮りします。議案第45号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第46号 湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第46号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第46号 湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について 説明)

- ・東京オリ・パラ特別措置法第32条の規定による授業日の変更があるため
- ・幼稚園長の休暇承認を教育長から学校教育課長へ権限を移すため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

小松委員 第2月曜日を第2日曜日とすとなっていますが、オリンピックが延期または中止になった場合、国民の祝日に変更はないんですか。

高橋教育長 それはまだ情報が入っていないです。こういうところまでについて検討されているかどうかわかりませんので、またそのときには、改正をさせていただきたいと思います。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第46号についてお諮りします。議案第46号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第47号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

高橋スポーツ振興係長 議案第47号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第47号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正について 説明)

- ・湯河原町総合運動公園に弓道場を設置することに伴うもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第47号についてお諮りします。議案第47号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号 湯河原町職員の湯河原町民体育館駐車場における通勤用自動車の駐車に関する規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第48号 湯河原町職員の湯河原町民体育館駐車場における通勤用自動車の駐車に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

高橋スポーツ振興係長 議案第48号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第48号 湯河原町職員の湯河原町民体育館駐車場における通勤用自動車の駐車に関する規則の一部改正について 説明)

- ・会計年度任用職員制度が創設されるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第48号についてお諮りします。議案第48号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 湯河原町指導主事の任命について

高橋教育長 次に、議案第52号 湯河原町指導主事の任命についてを議題といたします。鈴木指導主事の退室を求めます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第52号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第52号 湯河原町指導主事の任命について 説明)

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定に基づくもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第52号についてお諮りします。議案第52号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。鈴木主事の入室を求めます。

議案第53号 湯河原町教育指導員の任命について

高橋教育長 次に、議案第53号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第53号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第53号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

- ・学校教育の指導充実及び振興を図るため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第53号についてお諮りします。議案第53号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第54号 湯河原町教育指導員の任命について

高橋教育長 次に、議案第54号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第54号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第54号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

- ・社会教育の指導充実及び振興を図るため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第54号についてお諮りします。議案第54号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第55号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

高橋教育長 次に、議案第55号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第55号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第55号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説明)

- ・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づくもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第55号についてお諮りします。議案第55号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第56号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

高橋教育長 次に、議案第56号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第56号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第56号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 説明)

- ・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づくもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第56号についてお諮りします。議案第56号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第57号 湯河原町社会教育推進員の任命について

高橋教育長 次に、議案第57号 湯河原町社会教育推進員の任命についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第57号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第57号 湯河原町社会教育推進員の任命について 説明)

・任期満了に伴うもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第57号についてお諮りします。議案第57号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第58号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第58号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第58号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第58号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴うもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第58号についてお諮りします。議案第58号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。



議案第59号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第59号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第59号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第59号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴うもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第59号についてお諮りします。議案第59号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第60号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第60号 湯河原町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第60号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第60号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴うもの

・2名退任 →2名新規委嘱

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第60号についてお諮りします。議案第60号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第61号 湯河原町青少年指導員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第61号 湯河原町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

貴田委員の退室を求めます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第61号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第61号 湯河原町青少年指導員の委嘱について 説明)

- ・任期満了に伴うもの
- ・5名退任 →3名新規委嘱

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第61号についてお諮りします。議案第61号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。貴田委員の入室をお願いいたします。

議案第62号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第62号 湯河原町文化財審議委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第62号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第62号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について 説明)

- ・任期満了に伴うもの
- ・新規1名

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第62号についてお諮りします。議案第62号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

議案第63号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第63号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 議案第63号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第63号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

- ・任期満了に伴うもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第63号についてお諮りします。議案第63号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり承認されました。

#### 議案第64号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第64号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。貴田委員の退室を求めます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

高橋スポーツ振興係長 議案第64号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第64号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について 説明)

- ・任期満了に伴うもの
- ・1名退任 →新規1名

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第64号についてお諮りします。議案第64号について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり承認されました。貴田委員の入室を求めます。

#### (2) 協議事項

##### 協議第38号 令和2年度校外学習推進事業(案)について

高橋教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第38号 令和2年度校外学習推進事業(案)について、事務局から説明をお願いします。

川口課付 協議第38号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第38号 令和2年度校外学習推進事業(案)について 説明)

- ・稚鮎の放流体験、子どもふれあい農園(茶摘)、温泉入浴体験

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等はございますか。

小松委員 稚鮎の放流とふれあい農園に関しては、東台福浦小学校は2学年なので2回体験でき、他の小学校は6年間で1回だけです。人数の調整かなと思っていましたが、人数を調整する

必要はあるのでしょうか。

菅沼参事 恐らく、人数の調整のためだったと思います。令和2年度につきましては、できましたら、このままやらせていただき、その辺のご意見を伺いながら、学校とも相談させていただきたいと思います。

高橋教育長 また学校と調整させていただきます。他にございますか。

西山委員 こういう取り組みは、子どもたちに地域の産業や自然などを体験してもらおうということで、非常にいいと思います。ただ、どうしてもコロナウイルスのことに関心がいつてしまうんですね。この先、どうなるかわからない部分がありますので、人混みについては外だから、だいぶクリアできるかなと思ったり、実施するにしても、できるだけ配慮するような形で、体験活動を進めていっていただきたいと思います。

高橋教育長 3条件に気を付けるというのは、なかなか難しいところがあると思います。温泉入浴体験など、国が示している条件をなかなか満たせなかった場合は、実施が難しくなってくるかと思えます。例年開催している事業ですので、予定は立てさせていただきましたが、実施については慎重に、学校と協議しながらやっていきたいと考えております。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、いまのようなご意見も踏まえながら、この案で実施したいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 協議第39号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

高橋教育長 次に、協議第39号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 協議第39号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第39号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・神奈川県自閉症協会総会記念講演会

高橋教育長 説明が終わりました。これは初めてですか。

鈴木学校教育課副課長 そうです。

高橋教育長 何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、協議第39号については、後援することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり承認されました。

協議第40号 湯河原町成人のつどいのあり方について

高橋教育長 次に、協議第40号 湯河原町成人のつどいのあり方について、事務局から説明をお願いします。

西山社会教育・青少年係長 協議第40号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第40号 湯河原町成人のつどいのあり方について 説明)

・社会教育委員会議の検討結果

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等がございますか。

西山委員 私は、この社会教育委員会議の答申は、尊重したいなと思います。該当する中学生による成人に対する考え方について、はっきりと20歳という声が多いです。成人年齢が18歳に引き下げられたのですが、成人としての権利・責任といったことに、多少ずれがあると思われま。個人的には、現行どおりの20歳で、節目のつどいを設けてあげたらどうかと思います。

小松委員 私も20歳での成人のつどいに賛成です。今年も、成人式の翌週がセンター試験でしたので、大学受験をする方にとっては、なかなか出席が難しいと思いますので。

貴田委員 私も、社会教育委員会議の意見に賛成です。理由は皆さんと同じです。

山田委員 私も20歳でいいと思います。

高橋教育長 社会教育委員会議でご検討いただいて、こういう結果になりました。いまお話を伺った中では、皆さんも賛同ということですので、今後はそちらの方向に向けて、進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、そのように進めていきたいと思います。

協議第44号 令和2年度「湯河原町人権教育月間」について

高橋教育長 次に、協議第44号 令和2年度「湯河原町人権教育月間」について、事務局から説明をお願いします。

川崎教育指導担当課長 協議第44号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第44号 令和2年度「湯河原町人権教育月間」について 説明)

・取り組み例

・人権川柳による啓発

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等がございますか。

山田委員 保護者の方への通知はこれでいいと思います。具体的な取り組みについてですが、小学校高学年や中学生の子どもたちに関しては、人権教育月間があること自体、あまり知らないんじゃないかと思しますので、人権教育といっても、人権というのは何だと思うかと、各

教室で子どもフォーラムでやっているようなダイアログ、対話の時間を持つてみるとか、子どもたち自身がその一部に入っているんだということを実感できるような取り組みが、各教室で行われると、すごくいいのではないかと思います。

川崎教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。

高橋教育長 湯河原中学校2年生の自死から7年がたちました。そういう反省のもとで、これは毎年続けております。教職員も代わりましたが、常に意識して対応していただきたいと、学校の中でやっております。本当に風化してはいけないので、湯河原中学校だけでなく、湯河原町として続けていく事業だと思いますので、やはり実のあるものにしていかなければいけません。山田委員からのご提案についても、学校の方で調整していただければと思います。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、協議第44号の「人権教育月間」については、令和2年度も続けていくということでございます。

#### 協議第45号 令和2年度湯河原町教育委員会研修等事業計画について

高橋教育長 次に、協議第45号 令和2年度湯河原町教育委員会研修等事業計画について、事務局から説明をお願いします。

川崎教育指導担当課長 協議第45号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第45号 令和2年度湯河原町教育委員会研修等事業計画について説明)

・研修事業、会議・協議会、足柄下郡教育課題研究協議会

高橋教育長 説明が終わりました。未確定のものもございますが、こういう形で考えているものの案でございます。本当に多くの研修があって、教職員に対して非常に重要だと思っておりますが、片や働き方改革で、こういった研修や会議を精査しなさいと言われておりまして、担当も工夫しながら、計画させていただきました。何か質疑等はございますか。

小松委員 GIGAスクールの研修についてはどうですか。

川崎教育指導担当課長 ICTやプログラミングのことについて、必要なものは年度途中でも、柔軟にやる必要はあると思います。プログラミングに関しても、今年度の予定にはなかったんですが、2月に実施したということもありました。先生方の状況を見ながら、考えていきたいと思っております。

高橋教育長 教育事務所の研修はどうですか。

川崎教育指導担当課長 これ以外にも、県の研修や教育事務所の研修もございます。

高橋教育長 G I G Aスクールに関しては、ハード面が進んでいないところがあります。実際に使うに当たって、必要なスキルは付けなければいけないので、やっていかなければいけません。ご意見があったということは承知してください。

川崎教育指導担当課長 わかりました。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、令和2年度は、概ねこの形で研修計画を立てさせていただきます。

#### 協議第46号 令和2年度社会教育課事業計画（案）について

高橋教育長 次に、協議第46号 令和2年度社会教育課事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 協議第46号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第46号 令和2年度社会教育課事業計画（案）について 説明）

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

高橋教育長 説明が終わりました。町民大学については、来週、臨時運営委員会を開催しまして、まず開講式をどうするか、検討させていただきたいと思っております。何か質疑等がございますか。

貴田委員 青少年関係の子ども会、ジュニアリーダーズクラブなどの4月の総会関係は、いまのところ予定どおりですか。

富士川社会教育課長 日程は決まっておられません。未定でございます。

貴田委員 延期されていくのか、別の方法をとって、仮の形で進むのでしょうか。

富士川社会教育課長 概ね内諾はいただいておりますが、役員が決まっておられません。

高橋教育長 湯子連はどうですか。

富士川社会教育課長 町子連の中には、湯子連と吉子連がありまして、湯河原小学校区の子ども会につきましても、現在、温泉場・宮下・門川の子ども会で湯子連となっております。子どもが入らないということで、湯河原小学校区の子ども会については、令和2年度の活動を行わないというお話をいただいております。

西山社会教育・青少年係長 先ほど、子ども会の役員の方がお見えになりまして、3月26日に三役会を開いて、今後の日程を調整したいというご連絡がありました。

高橋教育長 子ども会は、本当に厳しい状況になってきております。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、概ねこういう形で、社会教育課関係の事業を実施したいと思います。

協議第47号 令和2年度図書館事業計画（案）について

高橋教育長 次に、協議第47号 令和2年度図書館事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

大滝図書館長 協議第47号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第47号 令和2年度図書館事業計画（案）について 説明）

・一般対象事業、子ども対象事業、子ども読書活動推進事業 等

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等がございますか。

小松委員 来館困難者宅配サービスについては、現状ではどのくらいの利用がありますか。

大滝図書館長 お申し込みの登録をしていらっしゃる方が、2名いらっしゃいます。月に2回ご利用いただいております。

高橋教育長 いま閉館中ですが、どういう状況ですか。

大滝図書館長 3月いっぱいまで、臨時閉館中ですが、webによる予約と電話予約による本の貸し出しをしております。

高橋教育長 件数は出ていますか。

大滝図書館長 昨日現在ですが、約350冊の貸し出しが記録されております。

山田委員 子どもたちも結構借りていますか。

大滝図書館長 内訳といたしましては、やはり大人の方が多くなっております。中には、お母さんから子ども向けのオーダーも入っております。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、令和2年度につきましては、このような計画で実施したいと思います。

協議第48号 令和2年度町立湯河原美術館事業計画（案）について

高橋教育長 次に、協議第48号 令和2年度町立湯河原美術館事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第48号をお願いします。

（資料に基づいて、令和2年度町立湯河原美術館事業計画（案）について 説明）

・展覧会、講演会・講座、アトリエ公開事業、小中学校との連携事業、パンフレットについて

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 令和2年度につきましては、この事業計画で実施をさせていただきます。



### (3) 報告事項

#### ① 神奈川県内市町村立学校における勤務時間管理に関する調査結果について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 神奈川県内市町村立学校における勤務時間管理に関する調査結果について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、① 神奈川県内市町村立学校における勤務時間管理に関する調査結果について 報告)

- ・ 共通回答の結果、把握している市町村が回答した結果

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

#### ② 令和元年度人権教育に係る年間計画の取組状況について

高橋教育長 次に、② 令和元年度人権教育に係る年間計画の取組状況について、事務局から報告をお願いします。

川崎教育指導担当課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、② 令和元年度人権教育に係る年間計画の取組状況について 報告)

- ・ 現状、目的・ねらい、具体的方策、留意点、振り返り・評価

高橋教育長 報告が終わりました。主体的な人権教育ですね。

川崎教育指導担当課長 そうです。子どもたちが主体的になって取り組むことによって、人権意識の向上を図ることに取り組んでいるようです。

高橋教育長 何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

#### ③ 令和2年度教科書採択について

高橋教育長 次に、③ 令和2年度教科書採択について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、③ 令和2年度教科書採択について 報告)

- ・ 令和2年度教科書採択一覧表

高橋教育長 報告が終わりました、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

#### ④ 湯河原町教育大綱の改定について

高橋教育長 次に、④ 湯河原町教育大綱の改定について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、④ 湯河原町教育大綱の改定について 報告)

・教育大綱の基本的な考え方、重点的に取り組むべき項目 等

高橋教育長 報告が終わりました。この件につきましては、総合教育会議で皆さんのご意見をいただいて、反映したものでございます。これで決定でございます。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 美術館カフェイベント実績報告(1・2月)について

高橋教育長 次に、⑤ 美術館カフェイベント実績報告(1・2月)について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、⑤ 美術館カフェイベント実績報告(1・2月)について 報告)

・2月はシャンソン歌手のコンサート、3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

高橋教育長 次に、(4) その他に入ります。ACTニュースについて、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 お手元のACTニュースをご覧ください。

(資料に基づいて、ACTニュース3号・4号 説明)

・ACT GALLERY、マシュマロチャレンジ 等

高橋教育長 何か質疑等はございますか。

山田委員 「対話ってなんだろう」のロールプレイは結構うまくいったんですか。

高橋教育長 これはなかなか難しいですよ。ただ、子どもたちの意欲は出ています。

山田委員 4月の人権教育月間にもつながると思いますが、以前の委員会に出ていた、フィンランドのKiVaのプログラムである、いじめの傍観者がどうするかというのもロールプレイだけでも、ファシリテーターのスキルに委ねられるよねとか、いろいろあったと思います。このロールプレイが中学生に割と浸透していて、やれそうなのであれば、KiVaプログラムもACTをやっている方々にご協力いただいて、一緒にやってみるという可能性も、これがすでに実施されているのであれば、できるのかなと思います。

高橋教育長 そういうスキルはあるわけですね。

川崎教育指導担当課長 共通しているものはあるのかなと感じています。ACTの中でそういう状況をつくり出して、そのあたりを活動して体験するということがあります。そういう体験の状況をつくり出すというところは、共通しているところかなと思います。

高橋教育長 いろいろ、できることをやっていくということですね。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、次回の開催日程ですが、4月23日（木）午後1時30分からです。5月についてですが、教科書採択の関係の採択地区協議会が、5月15日に開催予定です。午後、箱根で開催されますが、その日の午前中に、定例会を予定させていただきたいと考えております。これは学校に行けるんですか。

鈴木学校教育課副課長 こちらで行わせていただいて、6月から学校で行わせていただきたいと考えております。

高橋教育長 来年度は、学校訪問もしていきたいと考えております。

山田委員 案件について、少し戻らせていただいてよろしいですか。先ほどの子ども会がなくなった地区について、もう一度お聞きしたいと思います。教育大綱の中に、子どもの安心・安全な活動拠点というのが言われていたので、その中で、どのエリアがなくなってしまったのかをお聞きしたいと思います。

富士川社会教育課長 湯河原小学校区の子ども会としては、温泉場、宮下、門川となっていました。その3つが来年度以降、活動が難しいというお話をいただいております。

山田委員 全部なくなるということですか。

富士川社会教育課長 宮上、城堀については、もともと活動していませんが、さらに温泉場、宮下、門川が、ここで活動をしなくなるそうです。

山田委員 そうすると、3月まで活動していた子どもたちは、4月からはなくなるということですね。

富士川社会教育課長 だいぶ子どもの数が少なかったということがあり、新たな子どもも入ってこなくなるということです。残った子どもについては、地区の活動ぐらいはするかも知れませんが、子ども会としての活動はしないというお話をいただいております。

山田委員 ありがとうございます。

高橋教育長 それでは、5月については、5月15日（金）午前10時からとなります。午後から箱根にて、教科書採択地区協議会が開催されます。

それでは、以上で、秘密会を除くすべての案件の審議が終了いたしました。

※ ここから秘密会

※ 秘密会終了

次回開催日程

高橋教育長 それでは、次回開催日程ですが、4月23日（木）午後1時30分からお願いします。

それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。